

## 4.2 レジオネラ症

### (1) 定義

*Legionella* 属菌 (*Legionella pneumophila* など) が原因で起こる感染症である。

### (2) 臨床的特徴

在郷軍人病 (レジオネラ肺炎) とポンティアック熱が主要な病型である。腹痛、下痢、意識障害、歩行障害などを伴うことがある。臨床症状で他の細菌性肺炎と区別することは困難である。

免疫不全者の場合には、肺炎の劇症化と多臓器不全が起こることがある。

なお、届出上の病型については、肺炎若しくは多臓器不全の認められるものを肺炎型とし、それ以外をポンティアック熱型とする。

### (3) 届出基準

#### ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からレジオネラ症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、レジオネラ症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2) の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、レジオネラ症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、レジオネラ症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、レジオネラ症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、レジオネラ症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

| 検査方法   | 検査材料                                   |
|--|--|
| 分離・同定による病原体の検出   | 肺組織、喀痰、胸水、血液、<br>その他の無菌的部位、気道<br>分泌物   |
| 蛍光抗体法による病原体の抗原の検出  |  |
| 酵素抗体法又はイムノクロマト法による病原体の抗原の検出  | 尿                                      |
| PCR法による病原体の遺伝子の検出  | 肺組織、喀痰、胸水、血液、<br>その他の無菌的部位、気道<br>分泌物、尿 |
| LAMP法による病原体の遺伝子の検出   | 喀痰                                     |
| 間接蛍光抗体法又はマイクロプレート凝集反応による抗体の<br>検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇で、<br>少なくとも1回は128倍以上、又は単一血清で256倍以上) | 血清                                     |